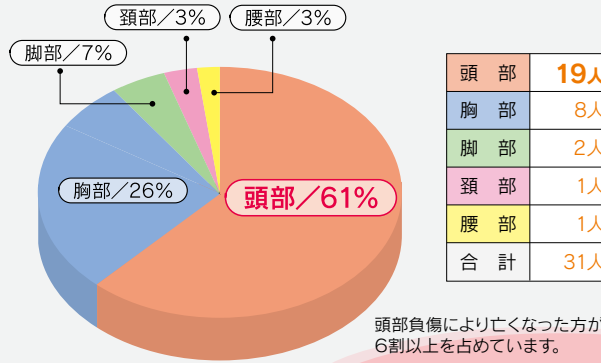


# 自転車の主な禁止事項

- 飲酒運転** (酒酔い運転) 道路交通法第65条第1項  
(罰則) 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 信号無視** 道路交通法第7条  
(罰則) 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (過失は10万円以下の罰金)
- 指定場所一時不停止** 道路交通法第43条  
(罰則) 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (過失は10万円以下の罰金)
- 車道の右側通行** 道路交通法第17条第4項  
(罰則) 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 無灯火運転** 道路交通法第52条第1項  
(罰則) 5万円以下の罰金 (過失も同じ)
- 二人乗り運転** 道路交通法第57条第2項  
(罰則) 2万円以下の罰金又は料料  
※都道府県により異なる場合があります。  
※幼児二人同乗用自転車、道路交通法施行細則(第8条第1号ア)を除く。
- 並進通行** 道路交通法第19条  
(罰則) 2万円以下の罰金又は料料
- ブレーキ整備不良** 道路交通法第63条の9第1項  
(罰則) 5万円以下の罰金 (過失も同じ)
- 反射器材等の装備義務** (尾灯をつけていた場合を除く)  
道路交通法第63条の9第2項  
(罰則) 5万円以下の罰金 (過失も同じ)
- 携帯電話等の使用運転** 道路交通法施行細則第10条第6号  
(罰則) 5万円以下の罰金
- イヤホン等の使用運転** 道路交通法施行細則第10条第7号  
(罰則) 5万円以下の罰金
- 傘さし運転** 道路交通法施行細則第10条第4号  
(罰則) 5万円以下の罰金
- 歩道での歩行者妨害** 道路交通法第63条の4第2項  
(罰則) 2万円以下の罰金又は料料
- 自転車横断帯を通行しない** (警察官の指示に従わなかった者)  
道路交通法第63条の6・第63条の7第1項・第63条の8  
(罰則) 2万円以下の罰金又は料料

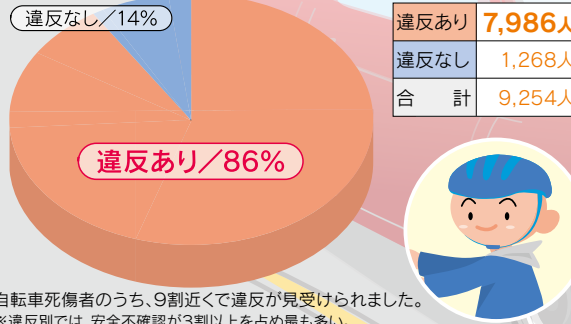
## 自転車用ヘルメットを着用しましょう

損傷部位別自転車死者数 (平成26年中)



## 交通ルールを守りましょう

違反別自転車死傷者数 (平成26年中)



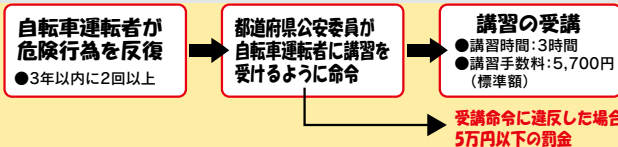
## 自転車運転者講習制度 (改正道路交通法:平成27年6月1日施行)

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと...

## 自転車運転者講習を受けなければなりません。

危険行為とは、信号無視や一時不停止、酒酔い運転等14の行為が規定されています。

### 自転車運転者講習制度のながれ



**ルールを守って安全運転を!**

# ルールを守って安全運転



## 埼玉県警察

- 一般財団法人 埼玉県交通安全協会
- 一般財団法人 埼玉県交通教育協会
- 一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
- 一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会

# しっかり守ろう!! 自転車安全利用五則

## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道では、前後左右の車の動きに注意しましょう。

## 2 車道は左側を通行

車道の左端に沿って走りましょう。

## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止をしなければなりません。



### 普通自転車の運転者が歩道を通ることができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき。
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。



普通自転車歩道通行可

## 5 子どもは、ヘルメットを着用

児童・幼児に自転車を運転させるときや、補助いす等で幼児を自転車に同乗させるときは、ヘルメットをかぶらせましょう。



### ● 傘さし運転等は禁止

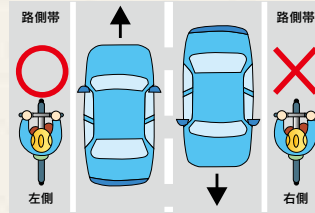
傘さしや、イヤホンの使用、携帯電話の使用も禁止されています。危険ですからやめましょう。

## 路側帯の通行

### 自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

※道路交通法17条の2

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限り、この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。



## 4 安全ルールを守る

### ● 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を守りましょう。

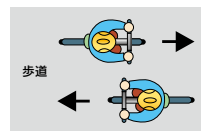
### ● 夜間はライトを点灯

自転車の側面にも、反射材を付けましょう。

### ● 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

信号機を守り、交差点では一時停止をして、左右の安全を確認しましょう。

歩道の中で、自転車同士がすれ違う場合はお互いを右に見てすれ違えます。



# 自転車保険の種類

万が一の事故に備えて保険に加入しましょう。



種類	事故の相手		自分	取扱い
	生命・身体	財産	生命・身体	
個人賠償責任保険	○	○	×	損害保険各社
傷害保険	×	×	○	損害保険各社
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店

※詳しくは、損害保険代理店や保険会社、自転車安全整備店にご確認ください。

### ＜個人賠償責任保険＞

他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして、法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。傷害保険、火災保険、自動車保険など他の保険の特約として契約することができます。

### ＜傷害保険＞

自転車での転倒など、思わぬ事故による自分のケガに備える保険です。

### ＜TSマーク付帯保険＞

自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険です。

◇保険期間は、1年間



自転車安全整備店の店章

歌って覚える  
自転車安全利用五則

「5Song」

歌：すたーふらわー

[www.police.pref.saitama.lg.jp/](http://www.police.pref.saitama.lg.jp/)

埼玉県警察  
ホームページ  
で動画を  
見てね!

今すぐ  
チェック!



5Song